# 第2部 障害者計画

# 第1章 第五次毛呂山町障害者計画の評価

本計画の策定にあたり、町の関係各課や毛呂山町社会福祉協議会における令和3 (2021) 年~令和5 (2023) 年を計画期間とした「第五次毛呂山町障害者計画」の各施策の取組状況の評価を行いました。

評価に当たっては、個々の事業について、下記の基準に基づき評価しました。

### 【評価の基準】

A:期待以上の成果を上げた

B:期待どおりの成果を上げた

C:期待どおりの成果を上げていない

D:実施していない

第五次毛呂山町障害者計画の評価について、「A」評価と「B」評価を合わせた割合は 87.5%、「C」評価が 12.5%、「D」評価が 0.0%となっており、概ね計画通りの進捗と なっています。

施策の方針別でみると、「4 健康づくり環境の充実」「5 安心・安全な生活環境の整備」「7 雇用・就労の促進」で A 評価・B 評価の割合が高く、「1 障害に対する理解と支えあいの推進」「6 発達支援・教育支援の充実」で C 評価・D 評価の割合が高くなっています。

評価	評価数	割合
A:期待以上の成果を上げた	16	22.2%
B:期待どおりの成果を上げた	47	65.3%
C:期待どおりの成果を上げていない	9	12.5%
D:実施していない	0	0.0%
合計	72	100.0%

### ■施策の方針別の評価

施策の方針		=亚/亚米/-	≡亚/ <del>Ⅲ</del> ₩ Λ □		_		A + B	C + D
		評価数	Α	В	C	D	の割合	の割合
1	障害に対する理解と支えあいの推進	18	1	13	4	0	77.8%	22.2%
2	差別の解消・権利擁護の推進	8	3	4	1	0	87.5%	12.5%
3	相談支援・福祉サービスの充実	15	6	8	1	0	93.3%	6.7%
4	健康づくり環境の充実	7	0	7	0	0	100.0%	0.0%
5	安心・安全な生活環境の整備	8	1	7	0	0	100.0%	0.0%
6	発達支援・教育支援の充実	9	1	5	3	0	66.7%	33.3%
7	雇用・就労の促進	7	4	3	0	0	100.0%	0.0%

### 1 障害に対する理解と支えあいの推進

### 【取組状況】

「1-1 相互理解の推進」では、小中学校での福祉体験学習や、地域活動支援センターや基幹相談支援センターにおける障害理解の促進に向けた講座や研修会、町民を対象とした人権教育講座の実施等、障害理解の促進に向けた各種の取組を実施しています。また、手話奉仕員を養成する手話講習会を実施しています。「1-2 交流活動の推進」では、小中学校において児童生徒の特性や学習の状況に応じ、特別支援学級から通常級へ交流学習を行っています。

### 【施策推進における課題等】

「1-1-②学校における福祉教育の充実」及び「1-1-③福祉教育ボランティアの育成・確保」では、福祉体験学習について、継続した事業実施に向け、関係機関との連携による福祉教育ボランティアの育成体制の確立とともに、内容の充実が必要です。「1-1-④障害について学ぶ機会の充実」では、障害理解の促進に向けた講座や研修会について、一般町民への情報提供が不足している部分があり、さらなる周知啓発と参加促進が今後の課題です。また、人権に関する研修会については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、定員数を減らしたため、参加者数が大きく減少しているとともに、参加者の固定化が見られます。「1-5 ボランティア活動の推進」について、新型コロナウイルス感染症の影響があります。「1-5 ボランティア活動の推進」について、新型コロナウイルス感染症の影響がありましたが、令和5年度より福祉ふれあい体験にて施設体験プログラムを再開しています。今後は施設側のニーズや要望を踏まえて参加対応に関するリスク管理を十分に行うとともに、参加促進を図っていく必要があります。

施策の方針	施策名	成果
1-1 相互理解の	①「障害者週間」を活用した啓発活動の推進	В
推進	②学校における福祉教育の充実	В
	③福祉教育ボランティアの育成・確保	В
	④障害について学ぶ機会の充実	В
	⑤公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進	В
	⑥手話言語の普及啓発	В
	⑦身体障害者補助犬への理解促進	С
	⑧ヘルプマーク等の普及啓発	В
1-2 交流活動の	①日常生活における交流機会の創出	С
推進	②交流イベント等の開催	С
	③学校における交流機会の拡充	Α
1-3 スポーツ・	①スポーツ大会への参加促進	В
文化芸術活動の	②文化芸術に触れる機会の確保及び支援の充実	В
推進	③スポーツ・文化芸術活動を支える団体や人材の育成・確保	В
1-4 障害者団体 等の支援	①障害者団体等の活動支援	В
1-5 ボランティ	①ボランティアに関する広報・情報提供の充実	В
ア活動の推進	②施設におけるボランティア機会の充実	С
	③学校におけるボランティア活動の推進	В

### 2 差別解消・権利擁護の推進

### 【取組状況】

「2-1 差別解消の推進」では、ホームページや広報に障害に基づく差別解消に関する情報を掲載し、周知を実施しています。また、町職員の新規採用時における障害者差別解消法の内容を踏まえた研修の実施や、障害者相談支援センターとの連携による町内相談支援事業所の相談員等への障害者差別に関する意識啓発を行っています。「2-2 虐待防止の推進」及び「2-3 権利擁護の推進」については、令和5年度に「権利擁護支援センター」を設置し、成年後見制度利用促進や虐待の相談・対応の強化を図りました。

### 【施策推進における課題等】

「2-1-①障害に基づく差別解消に向けた啓発活動」では、ホームページや広報だけでは幅広い周知は難しい面があるため、町内事業所等に対して、直接制度説明の場を設けるなどの対応を検討していく必要があります。また、「2-2-②虐待の早期発見と適切な対応」について、子ども、高齢者等、他課との連携が必要なケースが少なくないため、関係機関との連携強化と体制整備が課題です。「2-3-①福祉サービス利用援助事業」については、今後の利用ニーズの増加を見越して、支援員の確保・発掘に取り組む必要があります。「2-3-④市民後見人の養成」についても、今後の養成方法の検討・実施とともに、市民後見人が活躍できる場や機会の確保についてもあわせて検討していく必要があります。

施策の方針	施策名	成果
2-1 差別解消の	①障害に基づく差別解消に向けた啓発活動	В
推進	②差別に対する相談体制の充実	Α
2-2 虐待防止の	①虐待防止法の周知	В
推進	②虐待の早期発見と適切な対応	Α
2-3 権利擁護の	①福祉サービス利用援助事業の充実	В
推進	②意思決定支援の充実	Α
	③成年後見制度の周知と利用促進	В
	④法人後見制度の推進と市民後見人の養成	C

### 3 相談支援・福祉サービスの充実

### 【取組状況】

「3-1 相談支援体制の充実」では、入間西障害者地域自立支援協議会運営会議内で、相談支援専門員との意見交換を実施しているほか、障害者等相談支援事業実務者会議を開催し、委託相談支援事業所と町担当課の連携強化を図っています。「3-2 安心して地域生活を送るための支援の充実」では、外出支援に関する各種サービスや事業について周知を図るとともに、適切な支給を行うことで外出機会や社会参加の機会の確保を図っています。「3-4 情報アクセシビリティの向上」では、町ホームページについて、情報アクセシビリティの向上に向け、町独自のガイドラインを策定し、障害特性に配慮した情報提供に努めています。また、手話奉仕員の育成や視覚障害者を対象とした広報紙等の録音を行うボランティア団体への支援を実施しています。

### 【施策推進における課題等】

「3-1 相談支援体制の充実」について、障害の重度化、複雑化により支援が困難なケースがあり、包括的な支援体制の構築に向け、障害福祉担当課以外の関係機関等も含めた連携強化を図っていく必要があります。「3-2-①地域における居住の場の確保」について、家族等の高齢化により、グループホームの利用希望が増加しているため、引き続き情報把握に努めていく必要があります。「3-3 福祉サービス等の充実」に関しては、

必要とするサービスと希望するサービスのマッチングが難しい場合があり、障害特性に応じた柔軟な対応を図っていく必要があります。「3-4-④公共施設での情報・コミュニケーション支援の充実」について、役場庁舎等の公共施設における障害特性に配慮した案内や情報提供の充実を図るため、施設改修の際に随時対応していく必要があります。

施策の方針	施策名	成果
3-1 相談支援体	①相談支援関係機関の連携強化	Α
制の充実	②計画相談の利用促進	В
	③相談支援体制の強化	Α
	④障害当事者等による相談支援の充実	В
	⑤町担当職員の資質向上	Α
3-2 安心して地	①地域における居住の場の確保	Α
域生活を送るた	②各種助成制度の利用促進	В
めの支援の充実	③外出支援の充実	В
	④緊急時における連絡体制の強化	В
3-3 福祉サービ	①福祉サービスの充実	Α
ス等の充実	②障害児支援の強化	Α
3-4 情報アクセ	①障害特性に配慮した町ホームページの作成	В
シビリティの向	②福祉ガイドブックの充実	В
上	③コミュニケーション支援者の養成	В
	④公共施設での情報・コミュニケーション支援の充実	С

### 4 健康づくり環境の充実

### 【取組状況】

「4-1 疾病の予防と早期発見・早期対応」について、妊娠期、乳幼児期、成人期において、各種健診、予防接種、健康教育等とともに、毛呂山町健康マイレージ事業などを実施し、健康づくりの支援に努めるとともに、障害のあるなしにかかわらず、住民一人ひとりが健康で幸せに暮らせるまちづくりを目指し「毛呂山町健幸づくりのまち宣言」を行い、町をあげて「健幸」づくりを推進するための各種施策を展開していきます。

また、保健センターや子育で支援センターの各種健診や事業実施にあたり、発達の遅れ等が疑われた場合、各関係機関と連携を図り、早期対応に努めるとともに、発達支援巡回事業実施にあたり、発達障害が疑われる子どもへの接し方等について、理学療法士や作業療法士による保育所の保育士等への助言等を行っています。「4-2 精神保健体制の推進」では、心の健康づくりの推進として、坂戸保健所管内で年1回、共催事業として講演会を実施しています。

増加し続ける精神障害のある人への支援体制として、地域活動支援センターのぞみでは、事業所に来所するだけでなく、事業所が各地域に出向いて居場所を提供する「出張地活」に取り組んでいます。

### 【施策推進における課題等】

「4-1-①疾病予防・健康増進の普及啓発」では、若い世代の健康マイレージ事業の利用が少ないことが課題です。商品券の引き換え場所の拡大・変更や子ども関連の事業を対象事業とするなど、より参加者が利用しやすく、興味を持てる内容としていく必要があります。「4-2-②乳幼児期における障害の早期発見・早期対応」では、保護者が発達の特性や障害の受容に至るには、適切なタイミングを待つ必要がある場合が多く、切れ目のない見守り・支援が重要ですが、子育て支援センターは定期的な通いの場ではないため、見守りの継続が難しいことが課題です。早期に適切な対応や療育が受けられるよう、関係機関との連携体制の強化が重要です。「4-2-②精神疾患に対する相談支援の充実」については、心の健康に関する相談について、近年障害の重度化、高齢化により、相談内容が複雑化、多様化しており、相談支援体制の強化を図っていく必要があります。

施策の方針	施策名	成果
4-1 疾病の予防	①疾病予防・健康増進の普及啓発	В
と早期発見・早	②乳幼児期における障害の早期発見・早期対応	В
期対応	③生活習慣病予防の推進	В
	④自立支援医療の適切な利用	В
4-2 精神保健	①心の健康づくりの推進	В
体制の推進	②精神疾患に対する相談支援の充実	В
	③回復途上にある精神障害者等への支援の推進	В

### 5 安心・安全な生活環境の整備

### 【取組状況】

「5-1 福祉のまちづくりの推進」では、公共施設等における障害者用駐車場の区画整備や町営住宅の修繕等のバリアフリー化とともに、住宅改修費の補助や段差解消・手すりの設置等の各種助成制度を活用した福祉のまちづくりの取組を推進しています。また、移動しやすい環境整備として、交差点改良工事の際に信号機の導入及びフラット形式の歩行者待機スペースの設置等、安全な歩行空間の整備に努めています。「5-2 防災防犯対策の充実」では、防災体制の推進に向けて、全ての行政区に自主防災組織の設立を促すとともに、相談支援専門員等により避難行動要支援者について個別支援計画の作成を促進する事業を整備しています。また、自治会単位として地域の見守り等を行う地域ふくしサポーター制度事業を実施しており、実施地区への活動費助成、相談対応や研修会・勉強会を実施しています。安全・安心な避難場所の確保に向けては、指定福祉避難所において、避難行動要支援者が参加した福祉避難所開設訓練を実施しています。

### 【施策推進における課題等】

「5-1-①公共的施設のバリアフリー化の推進」については、今後も利用者のニーズを的確に把握し、継続的に整備を進めていく必要があります。「5-1-②住宅環境の整備」では、町営住宅について、令和7年度に更新・見直しをする公営住宅長寿命化計画に基づき、誰もが安心して安全に暮らせる住まいづくりを推進していく必要があります。「5-1-③移動しやすい環境の整備」については、民間開発事業の中で公共整備について協力を求めるなど、引き続き移動しやすい環境の整備を進めていく必要があります。「5-2防災防犯対策の充実」では、自主防災組織の設立については、8割を超える行政区で設置が進んでいます。また、自治会単位で地域の見守り等を行う地域ふくしサポーター制度事業について、実施地区が減少しており、自治会や地域の防災組織と連携した取組などを検討していく必要があります。「5-2-③安全・安心な避難場所の確保」では、指定福祉避難所における発災時の対応について、町及び指定避難所双方に想定しきれていない事項があることから、開設訓練や避難行動要支援者との紐付けを通して受け入れ体制の整備を図っていく必要があります。

施策の方針	施策名	成果
5-1 福祉のまち	①公共的施設のバリアフリー化の推進	Α
づくりの推進	②住宅環境の整備	В
	③移動しやすい環境の整備	В
	④障害特性に対応した交通安全施設の整備	В
5-2 防災防犯	①防災体制の推進	В
対策の充実	②障害特性に配慮した情報提供の推進	В
	③安全・安心な避難場所の確保	В
	④悪質商法等による被害防止体制の強化	В

### 6 発達支援・教育支援の充実

### 【取組状況】

「6-1-①一貫した支援体制の構築」では、乳幼児期から学校卒業後にわたる一貫した 支援や家族等に対する支援として、子ども課では関係機関と連携した保育所等の入所時 の対応に加え、入所後の発達支援巡回事業を通じ、発育発達に不安のある子どもの早期 発見や個々に応じた支援に努めています。また、保健センターでは、未就学児を対象と した発育発達相談(年8回)や乳幼児教室(年18回)を開催しており、個別の相談支 援も行っています。学校教育課では、就学支援委員会を通して、児童生徒にとってより よい学習の環境を整えるため、入学前から保護者等との継続的な相談に対して、助言を し、可能な限り早期から成人に至るまで、一貫した支援ができるように医療・福祉など 専門的な分野からの教育的支援の助言や適正な就学に係る判断を行っています。「6-1-②発達障害児に対する支援の充実」では、保育所において、発達支援巡回事業を通じた 「個別の指導計画」の作成、実施に努めるとともに、全職員間にてケース会議等を実施 し、情報共有と支援体制の強化を図っています。また、子育て支援センターにおいて、 職員の発達支援マネージャー研修の受講を順次進めています。「6-2 教育支援施策の 充実」では、保育所・幼稚園等における障害のある子どもの受け入れのため、全クラス において配置人数を複数とし、障害のある子どもの受け入れに努めています。また、障 害に対する正しい知識の習得と理解を深めるため、研修の参加や特別支援学校等の見学 を実施しています。さらに、小中学校では、特別な配慮を要する児童生徒に対して、適 切な教育支援を行うため個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、児童生徒に適 した教育支援を行っています。

### 【施策推進における課題等】

「6-1 児童発達支援体制の充実」では、発達の特性に関する支援や家族等に対する支援について、保護者が子どもの障害を受け入れることができず、早期発見しても支援につなぐことができない場合があります。子どもだけでなく、家族の気持ちに寄り添うことができるよう、関係機関と情報共有し、個々に応じた支援に努める必要があります。また、発達障害者サポート手帳の使用者が少ないことから、手帳の内容・活用方法等の周知に努め、障害のある子どもや家庭に対する一貫した支援に努めます。家族等に対する支援として、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングが実施できる体制を整えていく必要があります。「6-2 教育支援施策の充実」について、公立保育園における加配保育士は支援の必要性に応じた加配ができるよう保育士確保に努めます。また、障害特性に対応した施設・設備の整備について、関係部署との情報共有を密に行い、支援を必要とする児童生徒の障害特性を把握するとともに、小学校入学から中学校卒業までの9年間を見越した支援方針を策定し、施設・設備の整備を実施していく必要があります。

施策の方針	施策名	成果
6-1 児童発達支	①一貫した支援体制の構築	В
援体制の充実	②発達障害児に対する支援の充実	С
	③家族等に対する支援の充実	С
	④緊急時や休息のためのサービスの充実	С
6-2 教育支援	①障害のある子どもの受け入れ体制の充実	В
施策の充実	②保育士等の資質向上	В
	③「個別の教育支援計画」の作成	Α
	④障害特性に応じた指導体制の強化	В
	⑤障害特性に対応した施設・設備の整備	В

### 7 雇用・就労の促進

### 【取組状況】

「7-1 障害者雇用の促進」では、企業開拓の推進に向け、ハローワークや各種の雇用に関する団体などと連携し、障害者雇用に関する情報の共有を図っています。また、障害者就労支援センターにおいて、就労に関する相談や就労の継続支援、企業開拓等を行っています。特別支援学校卒業後の円滑な就業支援について、障害特性に応じた柔軟な対応ができるように、入間西障害者地域自立支援協議会において協議を進めています。「7-2 多様な就労支援・就業機会の確保」では、就労移行支援や就労定着支援について、関係機関と連携を密にして支援の充実を図っています。また、行政機関による調達等の推進について、物品の購入や清掃業務委託などの発注の機会を確保するとともに、物品や食品を役場庁舎内で販売する場を提供し、販売機会促進と作業量拡大、工賃の向上を図っています。

### 【施策推進における課題等】

「7-1-①企業開拓の推進」について、令和3年度・4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、情報の周知を図るための活動が行えなかったため、今後は各種機関から収集した情報を商工会へ提供するとともに、会員企業等への周知を図っていく必要があります。また、障害者就労支援センターの相談件数が増加しており、マンパワーの課題があることから、埼玉県障害者雇用サポートセンターと連携を図っていく必要があります。「7-1-②卒業後の円滑な就業支援」について、特別支援学校卒業後の円滑な就労支援を図るため、就労アセスメントの手法について、柔軟な対応が必要なケースにも対応できるよう、関係機関と協議を進めていく必要があります。また、就労移行支援や就労定着支援については、本人の障害特性に合った事業所を探すことが困難な場合があり、引き続き関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

施策の方針	施策名	成果
7-1 障害者雇用	①企業開拓の推進	В
の促進	②卒業後の円滑な就業支援	В
	③町職員の障害者雇用の推進	В
7-2 多様な就労	①就労移行支援の充実	Α
支援·就業機会	②就労定着支援の利用促進	Α
の確保	③行政機関による調達等の推進	Α
	④作業量の拡大と工賃向上への支援	Α

### ※就労アセスメント

働くことを希望する障害あのある人が、適切な「働く場」(一般就労、A型事業所、B型事業所等)を選択することを支援するため、その人の就労面や生活面に関する情報を把握することを目的として行うもの。

# 第2章 計画の基本的な考え方

# 1 基本理念(目指すまちの姿)

すべての人の個性と人格が尊重され、障害のある人もない人も一人ひとりが持つ能力を十分発揮しながら、「支え手」「受け手」という関係を超えて地域社会の対等な構成員として、就労や社会参加等を通じ、いきいきと輝いて住みなれた地域で暮らすことができるまち。

制度・分野ごとの『縦割り』を超えて必要とする支援が受けられ、また、地域での生活を制限しているさまざまな障壁(バリア)を取り除いていくことで、誰もが安心して心豊かな暮らしを送ることができるまち。

# 「ともに支えあい心豊かに安心して暮らせるまち」 を目指して

# 2 基本目標

本町が目指すまちの姿を踏まえ、本計画の施策展開における基本目標を以下のとおり とします。

# 基本目標1 障害に対する理解が進み、支えあいのあるまちづくり

町民一人ひとりが障害に対する理解を深めるとともに、障害のある人もない人も「支え手」「受け手」という関係を超えて対等な立場で支えあいができるまちづくりを進めます。

また、誰もが持つ権利を地域全体で守る体制を構築し、尊厳が守られる地域共生のまちづくりを目指します。

# 基本目標 2 地域で安心して生活できるまちづくり

制度・分野ごとの縦割りを超えて関係機関が連携し、一人ひとりの状態にあったきめ 細かな相談支援とサービス提供が受けられる体制の強化を図るとともに、外出しやすく 災害等からも安心・安全なまちづくりを目指します。

# 基本目標3 自分らしく心豊かに暮らせるまちづくり

一人ひとりが持つ個性と能力を伸ばすことができる教育の充実及び就労・社会参加により、障害のある人もない人も意欲と生きがいを持ち、心豊かに暮らしていくことができるまちづくりを目指します。

# 3 施策の体系

### 基本目標1 障害に対する理解が進み、支えあいのあるまちづくり

### 1 障害に対する理解と支えあいの推進 1-1 相互理解の推進 ①「障害者週間」を活用した啓発活動の推進 ②学校における福祉教育の充実 ③福祉教育ボランティアの育成・確保 ④障害について学ぶ機会の充実 ⑤公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進 ⑥手話言語の普及啓発 ⑦ヘルプマーク等の普及啓発 1-2 交流活動の推進 ①日常生活における交流機会の創出 ②交流イベント等の開催 - ③学校における交流機会の拡充 ①スポーツ大会への参加促進 1-3 スポーツ・文化芸術活動 及び社会参加の推進 ②文化芸術に触れる機会の確保及び支援の充実 ③スポーツ・文化芸術活動を支える団体や人材の 育成・確保 ④障害者団体等の活動支援 1-4 ボランティア活動の推進 - ①ボランティアに関する広報・情報提供の充実 ・②施設におけるボランティア機会の充実 - ③学校におけるボランティア活動の推進

# 2 差別解消・権利擁護の推進 ①障害に基づく差別解消に向けた啓発活動 ②差別に対する相談体制の充実 2-2 権利擁護の推進 ①虐待防止法の周知 ②虐待の早期発見と適切な対応 ③福祉サービス利用援助事業の充実 ④意思決定支援の充実 ⑤成年後見制度の周知と利用促進 ⑥法人後見制度の推進と市民後見人の養成 ⑦権利擁護支援体制の整備

### 基本目標 2 地域で安心して生活できるまちづくり

### 3 相談支援・福祉サービスの充実 3-1 相談支援体制の充実・強化 ①相談支援関係機関の連携強化 ②計画相談の利用促進 ③相談支援体制の強化 ④障害当事者等による相談支援の充実 ⑤町担当職員の資質向上 ①地域における居住の場の確保 3-2 安心して地域生活を送るた めの支援の充実 ②各種助成制度の利用促進 ③外出支援の充実 ④緊急時における連絡体制の強化 3-3 福祉サービス等の充実 ①福祉サービスの充実 ②障害児支援の強化 ③福祉人材の確保・定着 ①障害特性に配慮した町ホームページの作成 3-4 情報アクセシビリティの 向上 - ②福祉ガイドブックの充実

③コミュニケーション支援者の養成

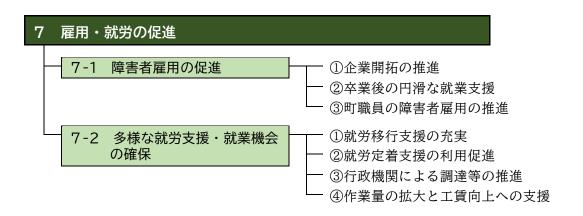
④公共施設での情報・コミュニケーション支援の

### 充実 健康づくり環境の充実 ①疾病予防・健康増進の普及啓発 疾病の予防と早期発見・ 4-1 早期対応 ②乳幼児期における障害の早期発見・早期対応 - ③生活習慣病予防の推進 - ④自立支援医療の適切な利用 4-2 精神保健体制の推進 - ①心の健康づくりの推進 ②精神疾患に対する相談支援の充実 - ③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 - ④回復途上にある精神障害者等への支援の推進 ⑤ひきこもりに関する支援体制(プラットフォー ム)の整備 5 安心・安全な生活環境の整備 5-1 福祉のまちづくりの推進 ①公共的施設のバリアフリー化の推進 ②住宅環境の整備 ③移動しやすい環境の整備 - ④障害特性に対応した交通安全施設の整備 防災防犯対策の充実 5-2 - ①防災体制の推進 - ②障害特性に配慮した情報提供の推進 - ③安全・安心な避難場所の確保 - ④悪質商法等による被害防止体制の強化

### 基本目標3 自分らしく心豊かに暮らせるまちづくり

### 

- ⑤障害特性に対応した施設・設備の整備



# 4 本計画の重点施策

### 障害者理解の促進と差別解消の推進

国の第5次障害者基本計画(令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を対象)においては、基本原則として「地域社会における共生等」、「差別の禁止」等を掲げており、民間事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化等を定めた令和3年の障害者差別解消法の改正も踏まえ、障害のある人や子どもを取り巻く様々な障壁を取り除き、理解をより促進することが重要となります。本町では広報やイベント等での啓発や学校教育において、障害や障害のある人や子どもへの理解促進を図っています。

しかし、障害者福祉計画アンケート調査において、差別を受けた経験があると回答した人が障害者調査では25.9%、障害のある児童の保護者調査では45.7%となっており、障害に対する理解をさらに深めていくことが求められています。

### 地域生活支援の充実・強化

本町では、基幹相談支援センターを設置し、町内の相談支援事業者との定期的な情報 共有の場を確保し、連携強化に取り組んでいます。自宅での生活や施設への入所など、 本人の意思を尊重した暮らし方の実現を目指すため、本人の自己決定を尊重する観点か ら必要な意思決定支援を行うとともに、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地 域で相談支援を受けることのできる体制の充実が求められています。

また、就労は、障害のある人が地域で自立した生活を送るにあたり、生きがいや暮らしの充実に結びつく大きな要素です。障害のある人の就労の場と機会の充実を図るため、一般就労に向けた訓練や就労後の定着支援、福祉的就労などに加え、障害のある人を雇用する企業や就労支援事業所への支援も重要になります。

加えて、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人や子ども、その家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、事業所同士の連携による相談、体験の機会、緊急時の対応等、必要な機能を備えた地域包括支援体制の構築に向けて、地域生活支援拠点のさらなる整備・充実を図ることが必要です。

また、地域共生社会の実現に向け、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していく必要があります。

### 障害のある子どもと家族への支援

障害のある子どもには、幼いうちからの適切な支援が重要です。障害のある子どもやその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう地域における支援体制の構築を図るとともに、保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、成長段階に応じた取組を切れ目なく行うことが求められます。

また、障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する 観点等を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた特別支援教育の推進、学校卒業 後の生活へスムーズに移行するための関係機関と連携した就労支援や障害福祉サービス の利用など、ライフステージに応じた支援の充実を図るとともに、発達に課題のある子 どもや医療的ケアが必要な子ども等について、医療、福祉、教育が連携して対応してい くことが重要です。

### 防災対策の推進

災害時に障害のある人や子どもの安全を確保するためには、障害のある人と地域住民が日常的な関わりを持つことが重要であり、地域での共助による対応力の強化が求められます。

避難行動要支援者名簿及び個別支援計画について、関係機関・団体等を含め、地域全体でより効果的な運用方法について検討するとともに、避難訓練等にも活用していく必要があります。

また、災害発生に備え、福祉避難所の運用方法についても、各指定避難所の受け入れ可能人数や保有設備等の情報共有と連携体制の強化を図るとともに、開設訓練等を通じて受け入れ体制の整備を図っていく必要があります。

<sup>※</sup>ライフステージ

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期等、人の一生を身体的、精神的な発達段階に応じて区分した生活段階をいう。

# 第3章 施策の展開

# 基本目標1

# 障害に対する理解が進み、支えあいのあるまちづくり

### 1 障害に対する理解と支えあいの推進

### 【現状と課題】

障害福祉を推進していく上では、地域住民の障害や障害のある人や子どもに対する理解の促進・浸透が必要不可欠な要素です。

障害のある人が地域で自立した生活を送るうえで重要なこととして、障害者福祉計画 アンケート調査の障害者調査の結果によると、25.3%と 4 人に 1 人が「障害に対する 啓発・広報活動の推進」と回答しています。

また、一般町民調査結果でも、半数を超える 54.3%が障害者が生活する上で障壁 (バリア) \*があると感じると回答しており、一方、「心のバリアフリー\*」を知っていると回答した人は 15.2%となっています。

障害のある人もない人も、すべての人が社会に存在する一人の人間であり、障害があることは人間の本質や価値に関わるものではありません。障害のある人を取り巻く問題は、個人の心身の機能障害より、個人と社会環境の関係によるものが大きくなっており、地域社会においては、依然としてさまざまな障壁 (バリア) があり、差別や偏見、さらには人権が侵害されているようなケースもみられる状況です。

また、障害のある人に対する虐待は障害のある人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立と社会参加を妨げるものとなります。障害のある人もない人も、住み慣れた地域でその人らしく尊厳を持って暮らしていくことは、誰もが望むことです。

地域社会においてあらゆる人々の基本的人権が尊重され、平等で多様な生き方が選択でき、ともに支えあいながら暮らす社会を実現するには、地域住民一人ひとりが障害や 障害のある人への理解を深め、互いの人権を尊重する社会をつくることが重要です。

そのためには、あらゆる機会を活用した広報・啓発活動のさらなる充実を図るととも に、福祉教育や交流活動、さらには地域住民による助けあいや見守り、ボランティア活 動等を基本とした地域福祉への支援や協力を行うことが必要となっています。

### ※障壁(バリア)

社会的障壁。障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で困りごとや不利益をもたらすもの。障害は社会と個人の心身機能の障害があいまって創り出されているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える「障害の社会モデル」という考え方がある。

### ※心のバリアフリー

偏見や固定観念など、私たちの心の中にある目に見えない障壁をなくし、性別、障害、国籍といった違いに関わらず、誰もが住みやすい真のバリアフリー社会を実現するため、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支えあうこと。

### 【各種施策の方針】

# 1-1 相互理解の推進

障害に対する理解が深まる学習・体験機会の充実を図るため、さまざまな機会や媒体 を活用しながら、障害についての正しい知識の普及や障害のある人や子どもに対する町 民の理解を深めるための啓発・広報活動を推進します。

施策名	内 容	事業(所管課)
①「障害者週間」 を活用した啓発 活動の推進	障害のある人や子どもに対する理解と具体的な行動へとつなげられるよう、12月3日から12月9日の「障害者週間」等を活用し、広報紙等で積極的に啓発活動を推進します。	<ul><li>・ホームページ、広報紙 掲載 (福祉課)</li></ul>
②学校における福 祉教育の充実	障害のある人や子どもたちに対する正しい理解と認識を深めるために、町内の関係機関と連携しながら、総合的な学習の時間を中心に、学校における福祉教育の充実に努めます。	・総合的な学習(車い す・視覚障害体験) (学校教育課)
③福祉教育ボラン ティアの育成・ 確保	福祉教育ボランティアの育成・確保を図り、持続性のある事業実施体制の確保と内容の充実に 努めます。また、障害当事者のボランティアへの 参画を促進します。	・福祉体験学習支援 ・福祉教育支援ボランテ ィアの育成 [社会福祉協議会]
④障害について学 ぶ機会の充実	人権を学ぶ意義を周知し、より多くの人に人権 に関する講座を受講する機会を提供します。 障害のある人の立場が理解できるよう、自治会 や団体に対して車いす体験、視覚障害者の疑似体 験等ができる機会を提供します。	<ul><li>・生涯学習人権教育講座、人権教育指導者養成研修事業(生涯学習課)</li><li>・車いす・視覚障害体験[社会福祉協議会]</li></ul>
⑤公共サービス従 事者等に対する 障害者理解の促 進	障害のある人が地域において安心して生活できるよう、町職員等に対する研修を実施します。また、公共機関や民間事業従事者等への障害のある人に対する理解の促進に努めます。	・新採用職員を対象とした障害者差別解消の研修(総務課)・民間事業者等に対する障害者理解の促進(福祉課)
⑥手話言語の普及 啓発	毛呂山町手話言語条例(令和元年6月施行)に 基づき、町民及び事業者に対し、手話への理解を 広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を 推進します。また、広報誌等において、日常的な 手話を掲載し、普及啓発に努めます。	<ul><li>・広報誌掲載、リーフレット等の作成(福祉課)</li><li>・手話講習会の開催(福祉課)</li></ul>
⑦ヘルプマーク等 の普及啓発	義足・人工関節を使用している方や内部障害・ 難病の方など、外見から分からなくても援助や配 慮を必要としていることを示す「ヘルプマーク」 をはじめ、障害のある人に関するマークの普及啓 発を推進します。	<ul><li>・ホームページ、広報紙 掲載 (福祉課)</li><li>・総合的な学習 (学校教育課)</li></ul>

# 1-2 交流活動の推進

障害のある人とない人が交流する機会の創出を図り、ふれあいの中から障害や福祉活動への理解を深める取組を推進します。

施策名	内 容	事業(所管課)
①日常生活におけ る交流機会の創 出	関係機関の連携・協力を得ながら、障害のある人とない人が日常的にふれあうことができる機会の創出に努めます。	・一般介護予防事業(ゆずっこ元気体操)の実施(高齢者支援課) ・ふれあい・いきいきサロン [社会福祉協議会]
②交流イベント等の開催	障害のある人とない人がともに気軽に参加し、ふれあうことのできる各種イベントの開催・充実とその周知に努めます。また、介護している家族等が集い、お互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図ります。	<ul><li>・各種福祉団体主催のイベントの周知、後援等による協力(福祉課)</li><li>・ふれあい広場[社会福祉協議会]</li></ul>
③学校における交 流機会の拡充	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が 一緒に学ぶ授業の場づくりや交流学習を推進し ます。	・特別支援学級と通常学級 の交流 (学校教育課)

# 1-3 スポーツ・文化芸術活動及び社会参加の推進

スポーツ、文化芸術、レクリエーションの機会の確保・充実を図るとともに、障害 者団体等の活動を支援します。

施策名	内 容	事業(所管課)
①スポーツ大会への 参加促進	障害のある人が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション大会や親しみやすいニュースポーツの開拓、県障害者スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会への参加等を支援します。	・県障害者スポーツ協会へ の負担金 (福祉課)
②文化芸術に触れる 機会の確保及び支 援の充実	町や民間団体等が行う文化芸術活動の公演・展示等において、手話通訳者の配置、字幕や音声ガイドによる案内サービス等、障害特性に応じた様々な工夫や配慮に努めます。	<ul><li>・各種公演、講座開催等における障害のある人への配慮(各課)</li><li>・公共施設の利用への配慮(福祉課)</li></ul>
③スポーツ・文化芸 術活動を支える団 体や人材の育成・ 確保	障害のある人のスポーツ・文化芸術活動を 支援するため、自主活動団体や支援団体の結 成・活動支援に努めます。	・公民館の利用料免除 (公民館)
④障害者団体等の活 動支援	障害のある人や子ども及びその家族からの 相談対応や啓発等を行う団体の活動を支援 し、障害のある人の福祉向上を推進します。	・各種障害者団体・NPO 法人の活動支援 (福祉課)

# 1-4 ボランティア活動の推進

ボランティアに関する情報提供の充実を図るとともに、社会福祉協議会に設置されているボランティアセンター等と連携して受け入れ体制の拡充を図り、地域ボランティア活動を推進します。

施策名	内 容	事業(所管課)
<ul><li>①ボランティアに 関する広報・情 報提供の充実</li></ul>	町民が積極的にボランティア活動に参加できるよう、ボランティアセンターの活動や広報紙、ホームページ等を通じ、ボランティアに関する啓発・普及、情報提供の充実に努めます。	<ul><li>・広報紙、社協だより、ホームページを活用したボランティア情報の提供</li><li>[社会福祉協議会]</li></ul>
②施設におけるボ ランティア機会 の充実	事業所との連携・協力により、障害者施設におけるボランティア受け入れの拡充を図り、町民の障害や障害のある人に対する理解を深める機会の充実に努めます。	・ボランティアセンター、 福祉ふれあい体験 [社会福祉協議会]
③学校におけるボ ランティア活動 の推進	「福祉協力校」や「ボランティア推進校」の指 定等により、各学校における福祉・ボランティア 活動を推進します。	・福祉協力校・ボランティ ア推進校指定 [社会福祉協議会]

# 2 差別解消・権利擁護の推進

### 【現状と課題】

一人ひとりの基本的人権が尊重され、権利が守られていなければ、障害のある人や子 どもが主体的で豊かな生活を地域で送ることはできません。

障害者福祉計画アンケート調査結果によると、障害による差別では、25.9%の障害のある人が差別を受けた経験があると回答しており、特に精神障害者は41.0%、障害のある児童の保護者調査では45.7%と半数近くに上っています。また、令和3年の障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から民間事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたことも踏まえ、今後とも、社会全体で障害のある人や子どもへの理解を深め、差別をなくす取組を一層推進していく必要があります。

障害者の権利を擁護する仕組としては、社会福祉協議会が実施している「福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)」や後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があり、本町では、成年後見中核機関と虐待防止センター機能を併せ持つ「権利擁護支援センター」を設置し、相談受付や対応を行っていますが、費用負担や手続きの複雑さなどから必要な人が制度を十分利用しているとはいえない状況であり、引き続き必要な人が適切に利用できるための制度の周知と支援の充実を図っていく必要があります。また、成年後見制度の利用の拡大に対応できるよう、市民後見人の養成とともに市民後見人が活躍できる場や機会の確保を進めていくことも重要です。

### 【各種施策の方針】

### 2-1 差別解消の推進

障害を理由とするあらゆる差別の解消に向けた啓発活動を行うとともに、差別を受けた場合等の相談体制の充実を図ります。

施策名	内 容	事業(所管課)
①障害に基づく差別 解消に向けた啓発 活動	障害に対する偏見や社会的排除、制約など、障害 に基づくあらゆる差別をなくし、障害のある人もな い人もともに生きる社会づくりを推進するため、啓 発活動を行います。 また、公共交通機関や不特定多数の人が利用する スーパーや飲食店などの施設において、身体障害者 補助犬の同伴が拒まれることのないよう、身体障害 者補助犬制度の周知に努めます。	・ホームページ、広 報紙掲載 (福祉課)
②差別に対する相談 体制の充実	障害者の差別に対する相談に適切に対応し、障害 を理由とする差別の諸要因の解消を図るため、相談 にあたる職員や障害福祉サービス事業者等の意識向 上に努めます。	・研修会等の実施 (福祉課)

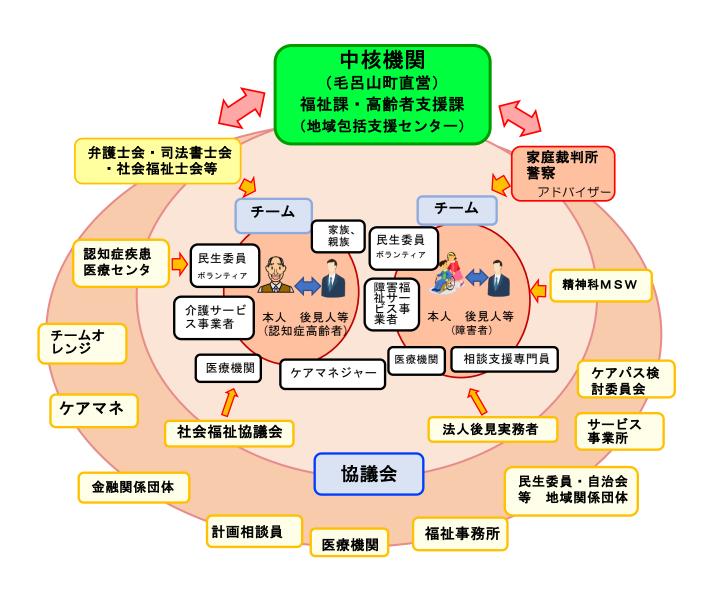
# 2-2 権利擁護の推進

家族等の心身の負担軽減等により、虐待の防止に努めるとともに、関係機関との連携や地域への理解促進を図りながら、虐待の早期発見と適切な対応が取れる体制の構築を推進します。また、判断能力が十分でない障害のある人や高齢者の権利を守り、意思決定の支援を図るため各種制度の活用を促進します。

施策名	内 容	事業(所管課)
①虐待防止法の周知	虐待の防止と通報等による早期発見につなげる ため、虐待防止法の趣旨及び内容について関係機 関・団体や地域住民への周知を図ります。	<ul><li>・ホームページ、広報 紙掲載 (福祉課)</li></ul>
②虐待の早期発見と 適切な対応	関係機関との連携を図りながら、虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制の構築を進めます。 また、家族等に対する相談支援や交流機会の充実等により、養護者の心身の負担軽減を図ります。	・権利擁護支援センター (福祉課、高齢者支援課)
③福祉サービス利用 援助事業の充実	障害のある人の財産権や人権などの権利擁護の 推進のため、判断能力が十分でなく福祉サービス 利用や日常的な金銭管理を行うことが難しい人の ための福祉サービス利用援助事業の周知や活用の 促進を図ります。 また、利用者の増加に応じて、生活支援員の育 成・確保など支援体制の強化に努めます。	・福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと) [社会福祉協議会]
④意思決定支援の充 実	知的障害や精神障害等で意思決定に困難を抱える障害のある人や子どもが、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、障害のある人や子どもの意思を尊重した質の高いサービスの提供に努めます。	・障害福祉サービス ・地域生活支援事業 (福祉課)
⑤成年後見制度の周 知と利用促進	成年後見制度の利用促進を図ります。また、利用において、身寄りのない障害のある人や認知症高齢者等について、町長による後見等開始の審判の申立及び申立にかかる費用の助成を行うとともに、後見人等への報酬にかかる支援を行うなど、さらなる利用支援の拡充を図ります。	・成年後見制度 (福祉課、高齢者支援課) ・権利擁護支援センター (福祉課、高齢者支援課)
⑥法人後見制度の推 進と市民後見人の 養成	意思決定に支援の必要な障害のある人や認知症 高齢者等の増加にともない、法人後見制度の推進 を図ります。また、市民後見人養成については、社 会福祉協議会と連携して進めていき、活躍の場の 確保に努めます。	・法人後見・市民後見 養成研修 (福祉課、高齢者支援 課) [社会福祉協議会]
⑦権利擁護支援体制 の整備	包括的な権利擁護支援体制の整備として、「成年後見制度」「虐待防止・虐待対応」「消費者被害防止」等の機能を統合した権利擁護支援の総合的な相談窓口(権利擁護支援センター)の運営を行います。また、地域において権利擁護支援が必要な人を発見し、支援につなげるための連携体制(権利擁護支援ネットワーク)や、権利擁護支援に関する実務者による協議の場(権利擁護支援協議会)の整備を進めます。	<ul><li>・権利擁護支援体制 (福祉課、高齢者支援 課・地域包括支援センター)</li><li>・権利擁護支援センター (福祉課、高齢者支援課)</li></ul>

# 権利擁護支援ネットワークとその中核となる機関

- 〇成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、毛呂山町における、権利擁護支援ネットワークのイメージ図
- ※中核機関…権利擁護支援ネットワークの事務局としての機能のほか、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を有する
- ※協議会…法律・福祉の専門団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機 関が連携体制を強化するための合議体
- ※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握



# 基本目標 2

# 地域で安心して生活できるまちづくり

### 3 相談支援・福祉サービスの充実

### 【現状と課題】

障害のある人や子どもが地域で安心して暮らしていくためには、障害特性や生活状況 に応じた多様な支援が必要です。そのためにも、障害のある人や子どもが個人の尊厳に ふさわしい充実した地域生活や社会生活を営むことができるよう、様々な生活支援に関 するサービスの提供体制を充実していくことが求められます。

また、障害のある人自身が生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送るためには、障害の特性や生活環境など、一人ひとりの状況に応じた様々なサービスを調整し支援する、相談支援体制の充実が必要です。本町では、平成 26 年度に地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を整備し、相談支援事業所の資質向上やネットワークの強化を図っています。今後も、地域の相談支援事業者やサービス事業者、保健・医療関係者等の連携強化を図るとともに、サービス等利用計画作成の促進やサービスの質の向上に向け、障害のある人の地域生活を支える包括的な支援体制の整備を推進していく必要があります。

### 【各種施策の方針】

# 3-1 相談支援体制の充実・強化

各相談事業機関等との連携を図りながら、一人ひとりの状況や能力、本人の意向に沿った継続的な相談支援が行える体制づくりを推進し、今後も、増加する相談ニーズに対応できるための相談支援体制の充実・強化に努めます。

施策名	内 容	事業(所管課)
①相談支援関係機関 の連携強化	入間西障害者地域自立支援協議会運営会議に おいて、相談支援事業所と行政で意見交換や情報共有を図ります。また、基幹相談支援センターを中心として、障害福祉サービス事業所と行政の顔の見える関係づくりを推進し、人材育成に努めます。	·入間西障害者地域自 立支援協議会 ·障害者等相談支援事 業 (福祉課)
②計画相談の利用促 進	適切な障害福祉サービスを提供するために は、障害福祉サービスの支給決定に際して、計 画相談支援事業者によるサービス等利用計画が 作成されるよう、計画相談支援を利用する人の 増加を図ります。また、提供されるサービスの 質の充実に努めます。	· 計画相談支援 (福祉課)

施策名	内 容	事業(所管課)
③相談支援体制の強 化	委託相談・基幹相談において障害のある人や 子ども及びその家族等からの相談に対応し、自 らが望む日常生活や社会生活を営むことができ るよう支援します。また、相談支援事業者の人 材育成の支援を行う等、相談支援体制の強化を 図ります。	·障害者等相談支援事業 (福祉課)
④障害当事者等によ る相談支援の充実	身体障害者相談員、知的障害者相談員への適 切な情報の提供と研修による資質の向上を図る とともに、相談員制度の周知に努めます。	· 障害者相談員 (福祉課)
⑤町担当職員の資質 向上	県主催の研修会に適宜参加し、適切な支援及びサービスを提供できる体制の充実を図ります。また、社会福祉主事等の資格取得を推進します。	· 社会福祉主事資格認定 通信課程受講 (福祉課、高齢者支援課)

# 3-2 安心して地域生活を送るための支援の充実

障害のある人や子どもが、住み慣れた地域で安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活の援助や福祉サービス等の充実に取り組みます。

施策名	内 容	事業(所管課)
①地域における居住 の場の確保	地域生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、共同生活援助 (グループホーム) の充実に努めます。	・事業所との連携 (福祉課)
②各種助成制度の利 用促進	各種医療制度の周知と利用促進を図ります。 また、年金や各種手当、税制上の優遇措置や運 賃など諸割引制度等の制度の利用促進を図りま す。	・自立支援医療、重度心 身障害者医療制度、自 動車運転免許取得費補 助、自動車改善費補助 (福祉課) ・生活福祉資金、福祉資 金貸付制度 [社会福祉協議会] ・あんしんセーフティネット、生活困窮者自立 支援制度 [県社会福祉協議会] ・各種手当 (関係各課)

施策名	内 容	事業(所管課)
③外出支援の充実	屋外における移動が困難な障害のある人や子 どもの外出を支援するため、同行援護や移動支 援等による外出支援の充実とその活用促進を図 るとともに、重度の障害のある人や子どもの移 動を容易にするため、福祉タクシー券の交付や 自動車燃料費補助、福祉有償運送事業の周知と その活用促進を図ります。また、社会福祉協議 会が行っている福祉車両や車いすの貸し出し事 業の周知とその活用促進を図ります。	・同行援護、移動支援、 福祉タクシー利用料金 助成事業、自動車燃料 費助成事業、福祉有償 運送 (福祉課) ・車いす、福祉車両貸出 事業 [社会福祉協議会]
④緊急時における体 制の強化	ひとり暮らし等の高齢者や障害のある人の緊急時に対する不安の解消と安全を確保するための緊急通報装置についての周知を図ります。また、緊急ショートステイ事業を実施して、地域生活支援拠点の強化を図ります。	<ul><li>・緊急通報システム</li><li>(高齢者支援課、福祉課)</li><li>・緊急ショートステイ事業</li><li>(福祉課)</li></ul>

# 3-3 福祉サービス等の充実

障害のある人や子どもが身近な地域で生きがいを感じながら過ごすことができるよう、障害特性に応じた各種サービスの充実を図るとともに、必要なサービスを適切に利用できるよう、サービスや制度の周知及び利用促進を図ります。また、福祉サービス等の安定的な提供を図るため、サービスを担う福祉人材の確保・定着に向けた取組を推進します。

施策名	内 容	事業(所管課)
①福祉サービスの 充実	質の高い福祉サービスの提供を支援し、きめ 細かな生活支援の充実に努めます。また、難病 患者、発達障害、強度行動障害や高次脳機能障 害者等の特性に応じた、必要なサービスの充実 と利用促進を図ります。	・自立支援給付、地域生 活支援事業、生活サポ ート事業 (福祉課)
②障害児支援の強化	障害特性に配慮しながら、障害のある子どもを受け入れることのできる通所施設の充実を図ります。また、放課後や長期休業中において安心して過ごすことができる居場所の確保・充実に努めるほか、学童保育における放課後児童支援員の研修等による資質向上に努めます。	・障害児通所支援、短期 入所、日中一時支援 (福祉課) ・学童保育 (子ども課)
③福祉人材の確保・ 定着	基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や研修等の人材育成支援を行います。	・基幹相談支援センター(福祉課)

## 3-4 情報アクセシビリティ\*の向上

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の趣旨も踏まえ、障害特性に応じ、多様な媒体により広く情報提供を行うとともに、必要とする人に的確に情報が届くための提供体制の充実に努めます。また、きめ細かな情報伝達及びコミュニケーション支援の充実を図ることで、障害のある人の社会参加を促進します。

施策名	内 容	事業(所管課)
<ul><li>①障害特性に配慮し</li><li>た町ホームページの作成</li></ul>	町ホームページについて、きめ細かな内容及 び障害特性に配慮した提供を実施します。	<ul><li>・ホームページ管理 (担当各課)</li></ul>
②福祉ガイドブック の充実	各種サービスや社会資源等について、情報の 取得、利用、意思疎通に係る施策の推進につい て分かりやすく、気軽に入手できる媒体として 福祉ガイドブックの充実を図ります。	・福祉ガイドブック (福祉課)
③コミュニケーショ ン支援者の養成	視覚・聴覚障害者等のコミュニケーションを 支援するため、朗読ボランティアや手話奉仕員、 要約筆記奉仕員等の育成・確保を図るとともに、 活動の場の充実に努めます。	<ul><li>・手話講習会 (福祉課)</li><li>・朗読ボランティアの確保</li><li>【社会福祉協議会】</li></ul>
<ul><li>④公共施設での情報・コミュニケーション支援の充実</li></ul>	役場庁舎などの公共施設において、点字によ る掲示、筆談など、障害特性に配慮した案内や 情報提供の充実を図ります。	・町施設のトイレへの点 字表示 (管財課)

障害のある人や高齢者等も含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。

<sup>※</sup>情報アクセシビリティ

### 4 健康づくり環境の充実

### 【現状と課題】

障害のある人や子どもが地域で安心して暮らしていくためには、障害の早期発見と適切な治療・指導訓練へとつなげていく体制が不可欠であり、早期に適切な対応や療育が受けられるよう、関係機関との連携体制の強化が重要です。保健センターを中心に健康診査や健康教育等の各種保健事業を実施し、一定の成果を上げていますが、若い世代の健康マイレージ事業の利用が少ないなどの課題を踏まえ、さらなる取組を充実していく必要があります。

また、近年、全国的に精神障害のある人の増加がみられ、本人や家族の心のケアを行う体制の充実が求められています。そのため、本町においても「毛呂山町障害者福祉計画策定委員会」を精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するための協議の場として位置付け、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な支援体制の構築に向けた取組を進めています。さらに、近年、社会的な活動からの回避が長期化し社会生活の再開が著しく困難になってしまった、ひきこもりの問題があります。ひきこもりが長期化することは、当事者にとっては、年齢相応の社会経験を積む機会を失うことにもつながるため、社会参加に向け、再チャレンジしていく仕組みと支援者の存在が欠かせません。そのため、地域における支援対象者の実態やニーズを把握するとともに、相談先の周知及び適切なタイミングでのアウトリーチ\*型支援の実施など、早期の来談・受診につなげる取組が重要です。取組を進めるにあたっては、教育・医療・福祉・就労等の地域資源を活用し、関係機関が連携してひきこもり状態にある本人や家族を支える体制(プラットフォーム)の整備が必要です。

### 【各種施策の方針】

# 4-1 疾病の予防と早期発見・早期対応

障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策の推進を図るとともに、早期発見・ 早期対応により、障害の軽減や適切な療育へとつなげる体制をつくります。

施策名	内 容	事業(所管課)
①疾病予防・健康増 進の普及啓発	乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期などの各ライフステージに応じた疾病予防、健康増進のための知識等の普及・啓発に努め、住民の健康づくりに努めます。	・各種健診、予防接種、健康 マイレージ (保健センター)
②乳幼児期における 障害の早期発見・ 早期対応	乳幼児健診において障害 (難聴等) や保育 所等において発達障害が疑われた場合は、 関係機関と連携を図りながら、適切な療育 の情報提供や家族への指導・助言等の支援 を行う等、早期の適切な対応に努めます。	<ul><li>・乳幼児健診 (保健センター)</li><li>・発達支援巡回事業 (福祉課、子ども課、保健センター)</li></ul>

### ※アウトリーチ

医療・保健・福祉等の専門職が施設や医療機関等で来訪者を待つのではなく、対象者のもと に直接赴いて、相談を受けたりさまざまな支援を行うこと。訪問支援。

施策名	内 容	事業(所管課)
③生活習慣病予防の 推進	障害の原因となる脳血管疾患、糖尿病等のいわゆる生活習慣病の予防のため、健康教育・健康診査など、各種の健康保健対策の一層の充実を図ります。	・健康診査、保健指導、生活 習慣病予防教室 (保健センター)
④自立支援医療の適 切な利用	必要な医療を受ける際の経済的負担の軽減を図るため、自立支援医療の適切な利用の周知を図ります。	·自立支援医療(更生医療、 育成医療、精神通院医療) (福祉課)

# 4-2 精神保健体制の推進

心の健康づくり及び気軽に相談できる体制の整備に努め、精神疾患の予防と早期発見を図ります。精神疾患が疑われる場合は、関係機関と連携を図り、適切な情報提供や助言等に努めます。

施策名	内 容	事業(所管課)
①心の健康づくりの 推進	精神疾患・精神障害に関する正しい知識 の普及やストレス解消に向けた意識啓発な ど、心の健康づくりのための取組を推進し ます。	・各種講演会への参加促進 (保健センター)
②精神疾患に対する 相談支援の充実	こころの健康に悩みを抱えている人やその家族等が気軽に相談できるよう、健康相談や保健指導の充実に努めます。	・こころの健康相談、電話相談 (保健センター) ・ガイドブックやホームペー ジを活用した情報提供 (福祉課)
③精神障害にも対応 した地域包括ケア システムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、「毛呂山町障害者福祉計画策定委員会」を保健・医療・福祉関係者等による協議の場として位置付け、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な支援体制の構築に努めます。	・精神障害にも対応した地域 包括ケアシステムの構築 (福祉課)
④回復途上にある精 神障害者等への支 援の推進	基幹相談支援センターとの連携を強化し、精神障害や保健に課題を抱える人や家族に対して必要な支援を行います。また、介護している家族等が集い、お互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図るとともに、周知や参加しやすい環境づくり等により利用促進を図ります。	・地域活動支援センター事業 (福祉課) ・ボランティア団体のサロン [社会福祉協議会]
⑤ひきこもりに関す る支援体制(プラ ットフォーム)の 整備	教育・医療・福祉・就労等の関係機関が 連携してひきこもり状態にある本人や家族 を支える体制(プラットフォーム)の整備 を行います。	・ひきこもり支援に関するプラットフォームの構築 (福祉課、子ども課、高齢者 支援課、学校教育課、保健 センター) [社会福祉協議 会]

### 5 安心・安全な生活環境の整備

### 【現状と課題】

障害のある人や子どもが地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物、道路、交通等におけるさまざまなバリアを取り除き、すべての住民にとって安心・安全かつ生活に支障のない環境を整備することが大切です。障害のある人や子どもが暮らしやすいまちは、すべての人が暮らしやすいまちであり、その実現にはさまざまな関係機関の連携を図り、ユニバーサルデザイン\*に配慮したまちづくりを推進していくことが重要となります。

埼玉県では、令和 5 年 11 月から障害のある人等のための駐車区画の適正な利用を一層推進するため、「埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)\*」を開始しており、町内においても、駐車区画の適正利用の推進を図っています。

また、近年の東日本大震災や、各地で頻発する豪雨災害などを契機に、災害時における障害のある人や子どもの避難支援の重要性や地域におけるコミュニティの大切さが再認識されています。災害に備えて力を入れてほしいこととして、障害者福祉計画アンケート調査の障害者調査結果によると、「避難先での治療体制の整備」が27.4%と最も多く、障害のある児童の保護者調査結果では、「障害のある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」が45.7%と半数近くが回答しています。

今後も自主防災組織の自発的な活動を支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、障害のある人や子どもが安全に避難し、安心して過ごすことのできる場の確保が求められています。

### 【各種施策の方針】

# 5-1 福祉のまちづくりの推進

生活空間におけるさまざまな障壁をなくし、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

施策名	内 容	事業(所管課)
①公共的施設のバリ アフリー化の推進	行政施設や公園、運動場など、多くの町民が利用する公共的施設において、段差の解消や手すりの設置、障害特性に対応したトイレの設置、誘導・案内表示などのバリアフリー化を推進します。また、公共施設の障害者用駐車スペースおける適切な利用の促進を図ります。	<ul><li>・庁舎、町施設管理 (管財課)</li><li>・パーキング・パーミット制度 (福祉課)</li></ul>

### ※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活 環境その他の環境をつくり上げること。

※埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)

障害のある人や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度。「埼玉県福祉のまちづくり条例」の改正により、令和5年11月1日から開始された。

施策名	内 容	事業(所管課)
②住宅環境の整備	一般の住宅については、障害のある人や子ども が在宅で安心な生活が送れるよう、国・県等の助 成制度や貸付制度、介護保険制度による住宅改修 の助成制度等の周知とその活用促進を図ります。 町営住宅については、公営住宅長寿命化計画に 基づき、誰もが安心して安全に暮らせる住まいづ くりを推進します。	<ul><li>・町営住宅管理 (管財課)</li><li>・住宅改修補助 (福祉課)</li><li>・介護保険による給付 (高齢者支援課)</li></ul>
③移動しやすい環境 の整備	障害のある人や子どもが屋外で安全に移動できるよう、歩道拡幅や段差切り下げ、フラット形式の歩道設置、視覚障害者用床材の敷設等を関係部署と協議・検討し、歩行空間の整備を図るとともに、歩行を妨げる電柱や車止めの移設・排除等の検討を行います。	・道路整備等(まちづくり整備課)
④障害特性に対応し た交通安全施設の 整備	関係機関と連携を図り、音響信号機等のバリアフリー対応型信号機、障害特性に配慮した見やすく分かりやすい標識・標示の整備を推進します。また、歩道に物を置かない等の気配りについての啓発活動を行い、交通安全対策の推進に努めます。	· 交通安全施策 (生活環境課)

# 5-2 防災防犯対策の充実

「毛呂山町地域防災計画」に基づき、障害者施設や医療機関等との連携を図りながら、 障害のある人や子どもの避難・誘導等に関する体制の強化、防災訓練、災害情報に関す る啓発・広報活動の充実に努めます。

また、関係機関と連携を図りながら、障害特性に応じた防犯対策の充実を図ります。

施策名	内 容	事業(所管課)
①防災体制の推進	災害時に援護が必要な高齢者や障害のある人 や子どもについて、避難行動要支援者名簿の整備 及び定期的な更新を行うとともに、個別支援計画 の作成を促進します。また、災害発生時や災害が 発生するおそれがある場合に避難行動要支援者 名簿を活用した適切な避難支援や、その後の安否 確認を行うことができるよう、必要な体制整備を 推進します。 災害発生に備え、関係機関との連携を図りなか ら、さまざまな災害を想定した防災訓練等の実施 を促進し、避難支援体制の充実を推進します。	・自主防災組織 ・提供名簿の定期的更新 ・個別支援計画作成促進 ・防災訓練、土砂災害訓練務課) ・地域見守りネットワー(福域ふくしせポーク(福域ふくしせポークをでは、している。) ・地域度 「社会福祉協議会]

施策名	内 容	事業(所管課)
②障害特性に配慮し た情報提供の推進	平時において、ガイドブック、避難所マップを活用して災害に備えるとともに、必要に応じて防災無線の放送内容の電話応答サービスやメール配信を行っており、災害発生時、障害のある人や子どもに迅速かつ的確に情報が伝達されるよう、障害特性に配慮した情報提供に努めます。	・防災行政無線、登録 制メール等 (総務課)
③安全・安心な避難 場所の確保	災害時の避難場所等において、感染症拡大防止 体制の充実に努めます。また、施設等に協力を得 ながら福祉避難所開設訓練を行い、体制整備に努 めるとともに、受け入れ態勢や機能等の把握に努 めます。	·福祉避難所設置等 (総務課、福祉課)
④悪質商法等による 被害防止体制の強 化	消費生活トラブルや悪質商法などの被害未然 防止のため、情報提供や啓発に努めます。また、 相談においては、支援者や支援機関、家族と連携 を図り、解決に向けて相談体制の充実を図りま す。	・権利擁護支援センター (福祉課・高齢者支援課) ・関係各課・機関による連絡会の開催 (産業振興課) ・消費生活相談 (産業振興課)

# 基本目標3

# 自分らしく心豊かに暮らせるまちづくり

### 6 発達支援・教育支援の充実

### 【現状と課題】

障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加していくことができる心身を育むためには、できるだけ早い時期に一人ひとりの状態を把握しながら、関係機関との連携による適切な支援を行うことが重要となります。また、自ら相談できない保護者等を支援するため、訪問等による多様な相談体制を充実していくことが求められています。

障害者福祉計画アンケート調査の障害のある児童の保護者調査結果によると、障害等に気付いた際の相談先について、39.1%が医師や看護師などの医療従事者、37.0%が役場福祉課、保健センター、子育て支援センターなどと回答しています。また、早期支援のために必要なことについて、84.8%が専門家による相談体制の充実と回答しています。

本町では、乳幼児期から学齢期、また、学校卒業後の地域生活や就労移行等を見据え、 関係機関が連携を図りながら継続した支援を行っています。今後も一人ひとりの状況に 応じたきめ細かな療育支援、教育支援体制の強化を図るとともに、関係機関の連携と情 報共有を推進し、ライフステージを通じて利用できる学びや交流の場を確保していく必 要があります。

また、令和3年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (医療的ケア児支援法)」の趣旨を踏まえ、医療的ケアが必要な子ども等について、医療、福祉、教育が連携して地域における支援体制を確保していくことが求められます。

### 【各種施策の方針】

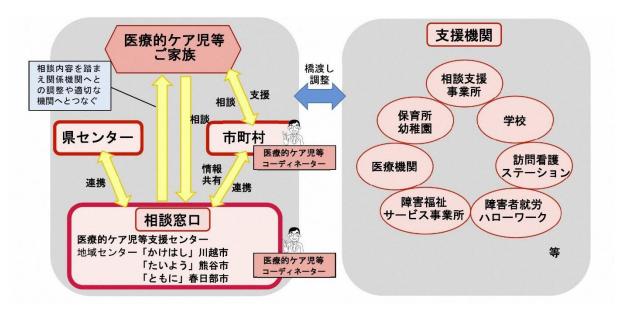
# 6-1 児童発達支援体制の充実

障害のある子どもが早期に適切な支援を受けることができるよう、一人ひとりの状況に応じた児童発達支援体制の充実に努めます。また、発育発達に不安のある子どもの家族等の精神的・身体的負担を軽減するための支援や、医療的ケア児等へ支援の充実に努めます。

施策名	内 容	事業(所管課)
①一貫した支援体制の構築	障害のある子どもや家族等に対する乳幼児期から学校卒業後にわたる支援について、 医療、福祉など専門的な分野からの教育的支援の助言や適正な就学に繋げていくため、一貫した支援体制を構築します。	・発育発達相談、乳幼児教室 (保健センター) ・就学支援委員会 (教育センター) ・障害者等相談支援事業 (福祉課) ・「発達障害者支援サポート 手帳」の活用 (福祉課、子ども課、保健センター、教育センター)

施策名	内 容	事業(所管課)
②発達障害児に対 する支援の充実	発達支援巡回事業を通じて早期からの療育相談支援体制の強化を図るとともに、児童発達支援センターへの通所による療育の充実を図ります。 また、職員の発達障害に対する知識の習得とスキルアップ等により、発達障害児及び介護している家族等に対する相談支援の充実を図ります。	<ul><li>・発達支援巡回事業 (福祉課、子ども課)</li><li>・障害児通所サービス (福祉課)</li><li>・発達支援マネージャー育成 研修受講 (福祉課、保健センター、子 ども課)</li></ul>
③家族等に対する 支援の充実	発育発達に不安のある子どもの健全な発達を支援する観点から、家族に対してペアレントプログラム、ペアレントトレーニングやカウンセリング等の情報提供など、個々のケースに応じた適切な支援を行います。また、発育発達に不安のある子どもの家族等が集い、互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図ります。	<ul><li>・発育発達相談、乳幼児教室 (保健センター)</li><li>・障害者等相談支援事業 (福祉課)</li></ul>
④緊急時や休息の ためのサービス の充実	緊急時や一時的な休息のためのサービス の充実を図り、介護している家族等を支援し ます。	・短期入所、日中一時支援、 在宅重症心身障害児レスパ イトケア事業 (福祉課)
⑤医療的ケア児等 を支援するため の協議の場の運 営	医療的ケア児等とその家族が心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活できるようにするため、医療、保健、福祉、保育、教育等の関係機関が地域の課題や対応策について、継続的に意見交換や情報共有を行う協議の場を設置・運営していきます。 また、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児に対する総合的かつ包括的な支援体制の構築に努めます。	・医療的ケア児等が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置(福祉課)・医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置(福祉課・保健センター)

### 医療的ケア児等支援体制のイメージ



# 6-2 教育支援施策の充実

保育所・幼稚園における受け入れ体制の強化を図るとともに、専門的支援の充実を図ります。また、関係機関との連携を図りながら、児童生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育等を推進します。

施策名	内 容	事業 (所管課)
①障害のある子ども の受け入れ体制の 充実	加配保育士や支援員の配置及び障害特性に配慮 した施設整備を促進しながら、保育所・幼稚園等に おける障害のある子どもの受け入れに努めます。	・保育所 ・幼稚園 (子ども課)
②保育士等の資質向 上	障害に対する正しい知識の習得と理解を深める ため、保育士等の研修の受講を促進し、資質向上を 図ります。	・各種研修への参加 (子ども課)
③「個別の教育支援 計画」の作成	障害のある児童生徒に対する適切な教育的支援 を行うため、医療、福祉の関係機関と連携して「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成、 実施、評価の充実に努めます。	・個別の教育指導計画 ・個別の教育支援計画 (教育センター)
④障害特性に応じた 指導体制の強化	障害特性に配慮した教育の充実を図るため、職員研修を充実し、教職員等の資質向上に努めます。また、学校支援員を配置し、通常学級・特別支援学級において、配慮を要する児童生徒に対して支援を行います。	・研修会の実施 ・学校支援員の配置 (学校教育課)
⑤障害特性に対応し た施設・設備の整 備	支援を必要とする児童生徒等の障害特性に対応 した機器、設備等の整備や既存設備の維持保全を 継続して実施します。	<ul><li>・施設整備事業:多機能トイレ、スロープ、手すり、階段昇降補助エレベーター設置(教育総務課)</li></ul>

### 7 雇用・就労の促進

### 【現状と課題】

障害のある人が安心して就労にチャレンジするためには、障害特性や能力に応じた支援や障害に対する理解の促進が必要です。また、個々の状況にあった就労に向けて、求職活動に対する支援や特別支援学校との連携の強化が重要になります。

令和4年の障害者総合支援法等の改正により、「就労選択支援」の創設、短時間労働者(週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者)の実雇用率算定、障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化が定められ、法定雇用率については段階的に引き上げが行われています。今後も、民間企業等への働きかけにより多様な就労の機会を確保するとともに、就労定着支援の推進など、雇用の質の向上に向けた取組についても、関係機関との連携を強化し、支援の充実を図っていくことが必要になります。

また、一般就労が困難な障害のある人が働くことの喜びや達成感を得ながら、地域に おける自立した生活の実現をめざすため、障害者就労施設等の工賃の向上を図る等、福 祉的就労の充実を推進していくことが求められています。

### 【各種施策の方針】

### 7-1 障害者雇用の促進

障害者の雇用を支援する各種制度の周知・活用を促進しながら、企業等における障害 者雇用の拡大に向けた取組を推進します。

施策名	内 容	事業(所管課)
①企業開拓の推進	町内の企業に対し、障害者就労支援センターや ハローワーク、商工会等と連携しながら障害者雇 用推進法に基づいた障害者雇用にかかわる助成 制度、雇用納付金制度等について周知し、障害者 雇用について理解を促進するとともに、安定した 雇用の確保を支援します。	<ul><li>・商工会等を通じた町 内事業所への働きかけ (産業振興課、福祉 課)</li><li>・障害者就労支援センター (福祉課)</li></ul>
②卒業後の円滑な就 労支援	障害特性に応じた柔軟な対応を行い、特別支援 学校卒業後の円滑な就労支援を目的とした職場 開拓等の充実に努めます。	・障害者就労支援セン ター (福祉課)
③町職員の障害者雇 用の推進	本町職員の採用における障害者の雇用を推進 し、個々の能力・適性に応じた配置を行うととも に、能力が発揮できる職務の開拓に努めます。	・障害者枠での町職員 の募集・採用 (総務課)

# 7-2 多様な就労支援・就業機会の確保

就労移行を支援するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、一般就労への移行・定着に向けた各種支援制度の活用及び雇用に関する情報提供の充実に努めます。また、一般就労が困難な障害のある人が働くことができる多様な就労の場を提供する事業所の確保・充実を図ります。

施策名	内 容	事業(所管課)
①就労移行支援の充 実	相談支援専門員やサービス事業所をはじめ、就労 移行支援にかかる関係機関の連携を強化するととも に、就労に必要な知識や能力の習得や向上のための 訓練を行う事業所の確保に努め、就労移行支援の充 実を図ります。	·就労移行支援 (福祉課)
②就労定着支援の利 用促進	企業等に就業した障害のある人が就業を継続できるよう、障害者就労支援センターにおいて事業所・ 家族との連絡調整等の支援を行い、就業に伴って発生する課題への対応を行います。	<ul><li>・就労定着支援</li><li>・障害者就労支援センター</li><li>(福祉課)</li></ul>
③行政機関による調 達等の推進	障害のある人が多く就業する企業や就労移行施設 等に対し、物品の購入や業務委託など官公需にかか る発注機会の拡大を図ります。また、行政機関の庁 舎内での販売機会を促進します。	・優先調達推進方針 の推進 (福祉課)
④作業量の拡大と工 賃向上への支援	就労継続支援施設等において生産された製品の紹介、業務委託の促進等を通じて、作業量の拡大と利用者の工賃向上を促進します。	・製品の紹介など工 賃向上に向けた支 援 (福祉課)